

古商工発第251号
令和7年7月22日

各位

古河市商工会
会長 下村 宏幸
古河市商工会建設業部会
部会長 香取 松夫
<公印省略>

小型移動式クレーン運転技能講習会の開催について

(古河市商工会・境町商工会・五霞町商工会・八千代町商工会との共催)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力により、標記講習会を下記により開催いたします。

労働安全衛生法第61条第1項により、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務には、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ従事できないことになっています。

つきましては、下記事項にご留意の上、お申込み下さいますようご案内申し上げます。

記

1、受講資格 (1) 満18歳以上であること

2、日 時 (学科) 令和7年 9月 9日(火)、10日(水) 8時30分より
(実技) 令和7年 9月11日(木)又は12日(金) 8時より

※遅刻は一切認められません。講習開始時間の10分前までに受付を済ませてください。

※実技日程は、後日お知らせいたします。

3、会 場 古河市商工会三和事務所 (茨城県古河市仁連 2053-1 Tel0280-76-4511)

4、定 員 36名(定員になり次第締め切りとなります。)

5、受講料

① **20H コース** ※全科目受講(免除なし)

(会員) 29,700円 (非会員) 32,700円 ※テキスト代1,700円含む

② **16H コース** ※一部科目免除(玉掛け技能講習修了者又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者)

(会員) 28,700円 (非会員) 31,700円 ※テキスト代1,700円含む

※古河市商工会では、会員事業所を対象に受講料の10%(3,000円上限)を「資格取得推奨金」として、受講料から差引き助成しております。

6、受講申込方法

下記書類を準備いただき、古河市商工会総和事務所又は三和事務所までお申し込みください。

①受講申込書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)

②受講資格確認証明書(一部科目免除者に該当する場合)

③受講料(テキスト代含む) ※原則、収納した受講料の返金はありません。あらかじめご了承ください。

④証明写真 2枚(縦3cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの)

⑤本人確認書類の写し・・・氏名、生年月日、住所等を公的に証明する書類

(運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等。外国籍の方は、特別永住者証明書または在留カード)

※非会員の受講については、8/20(水)以降、定員に空きがある場合に限り受付いたします。

受講を希望される方は、8/20以降に下記連絡先までご連絡をいただき、空き状況についてお問い合わせください。

7、注意事項

- ・日本語の講義及び学科,実技試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映できませんのでご注意ください。

8、修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

9、当日の携行品 ※受講票は当日受付時に配布いたします。

（学科）筆記用具（鉛筆・消しゴム）、昼食等

（株）安全衛生推進会茨城教育センターで交付したカードの修了証（技能講習会）を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

（実技）実技のできる服装（作業服、運動靴等）、ヘルメット、軍手もしくは革手袋、雨具（雨天時）

10、講習時間及び時間割

	時 間	講習時間	科 目	20H	16H
第1日目	8:30～ 8:40		オリエンテーション		
	8:40～11:50	3時間	移動式クレーン等に関する知識	○(受講)	○(受講)
	12:40～15:50	3時間	〃	○(受講)	○(受講)
	16:00～17:00	1時間	関係法令	○(受講)	○(受講)
第2日目	8:30～11:40	3時間	力学に関する知識	○(受講)	×(免除)
	12:30～15:40	3時間	原動機・電気に関する知識	○(受講)	○(受講)
	15:45～16:45	1時間	学科修了試験	○(受講)	○(受講)
	16:50～17:50	1時間	実技 合図	○(受講)	×(免除)
第3日目	8:00～12:10	4時間	実技	○(受講)	○(受講)
	13:00～15:00	2時間	実技	○(受講)	○(受講)
	15:10～		実技修了試験	○(受講)	○(受講)

11、人材開発支援助成金

本講習に雇用保険に加入する中小事業主が、その雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者に限る）に有給で本講習会を受講させた場合は、助成金を受けることができます。

助成金を申請する場合は、講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを行って下さい。

○申請先／お問い合わせ先「茨城労働局職業対策課 建設分野の助成金担当」（TEL029-224-6219）

12、本講習会に関するお問い合わせ先： 古河市商工会 担当：中村 TEL 0280-92-4500